

鎌倉市公告第 25 号

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条に基づき、次のとおり予防接種を実施しますので、予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 4 条及び第 5 条に基づき公告します。

令和 3 年（2021 年）4 月 16 日

鎌倉市長 松尾



1 予防接種の種類と対象者

(1) 予防接種の種類

新型コロナウイルスワクチン

(2) 対象者

鎌倉市の住民基本台帳に記録されている者のうち、ワクチンごとに決められた接種対象年齢の者。ただし、接種日において戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると認められる者についても、当該者の同意を得たうえで対象とする。

2 予防接種を行う期間

令和 3 年（2021 年）4 月 24 日から令和 4 年（2022 年）2 月 28 日まで

3 予防接種実施医療機関（主たる場所）及び予防接種を行う医師の氏名

別紙の通り

4 接種費用

無料

5 予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

(1) 予防接種を受けることが適当でない者

- ア 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められる者
- イ 明らかな発熱を呈している者
- ウ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- エ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- オ 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

6 予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

- ア 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- イ 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ウ 過去にけいれんの既往のある者
- エ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- オ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- カ バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者

7 他の予防接種との関係

ワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、原則、13日以上の間隔をおくこととする。また、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は行わない。

令和3年度 鎌倉市 新型コロナウイルスワクチン 予防接種実施医療機関(主たる場所) 及び予防接種を行う医師の氏名

別紙

No	医療機関名 (予防接種を行う主たる場所)	所在地	医師の氏名
1	鎌倉市医師会 休日夜間急患診療所	鎌倉市材木座3-5-35	飯島 正樹 石毛 なるみ 今井 一登 河 郁京 漢那 雅彦 木村 耕三 熊谷 知博 倉岡 隆 蔵並 貴子 佐藤 隆 高橋 博文 高室 暁 長嶋 道貴 長洲 堯雄 西尾 佳晃 橋本 敬太郎 橋本 隆平 峰野 元明 宮下 明 山口 泰